

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

路 線 名	日高川島線
供用開始の区間	日高市大字南平沢字八幡一五番一地先 から同市大字南平沢字宮ヶ谷戸六二〇 番一地先まで
供用開始の期日	令和五年三月二十六日 午後三時
備 考	平成二十九年十一月十日 付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第十一号 で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長五四二・三一メー トル